

令和3年度 第1回牛久沼運営協議会議案

議案第1号 牛久沼運営協議会会則の一部改正について

議案第2号 牛久沼運営協議会役員を選任について

議案第1号

牛久沼運営協議会会則の一部改正について
牛久沼運営協議会会則の一部を次のとおり改正する。

令和3年9月8日提出

牛久沼運営協議会
会長 中山 一生

牛久沼運営協議会会則の一部改正
牛久沼運営協議会会則の一部を次のとおり改正する。
第5条中「道の駅・牛久沼プロジェクト課」を「牛久沼プロジェクト課」に改める。
附則第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

付 則

この会則は、令和3年 月 日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

※改正後の会則の全文、新旧対照表は、資料1のとおり。

議案第2号

牛久沼運営協議会役員の選任について

牛久沼運営協議会会則第3条第3項の規定により、下記のとおり役員を選任するものとする。

令和3年9月8日提出

牛久沼運営協議会

会長 中山 一生

記

役職名	氏名
副会長	野澤良治
監事	滝沢健一
監事	大竹雅夫

牛久沼運営協議会会則（改正案）

（目的）

第 1 条 この協議会は、牛久沼の有効活用及び環境保全に係る効率的な事業推進を図るための情報共有等、構成団体等との連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 この協議会は、牛久沼運営協議会（以下「協議会」という。）という。

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に掲げる人数で構成する。

- (1) 龍ヶ崎市 4 人
- (2) 河内町 2 人
- (3) 牛久沼土地改良区 4 人

3 協議会に会長 1 人、副会長 2 人及び監事 2 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、会計を監査する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第 5 条 協議会の事務を処理するため、龍ヶ崎市市長公室 牛久沼プロジェクト課 に事務局を置く。

（経費）

第 6 条 協議会の経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第7条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会則は、昭和46年11月24日から実施する。
- 2 昭和46年度における会計年度は第7条の規定にかかわらず、昭和46年11月24日から昭和47年3月31日までとする。

付 則

この会則は、昭和50年5月14日から実施する。

付 則

この会則は、平成9年6月16日から実施する。

付 則

この会則は、平成19年7月3日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この会則は、令和3年 月 日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

牛久沼運営協議会会則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 } 第4条 } 省 略 (事務局) 第5条 協議会の事務を処理するため、龍ヶ崎市市長公室<u>牛久沼プロジェクト課</u>に事務局を置く。</p> <p>第6条 } 第8条 } 省 略</p> <p>付 則 1 省 略 2 昭和46年度における会計年度は<u>第7条</u>の規定にかかわらず、昭和46年11月24日から昭和47年3月31日までとする。</p> <p>付 則 以下省略</p>	<p>第1条 } 第4条 } 省 略 (事務局) 第5条 協議会の事務を処理するため、龍ヶ崎市市長公室<u>道の駅・牛久沼プロジェクト課</u>に事務局を置く。</p> <p>第6条 } 第8条 } 省 略</p> <p>付 則 1 省 略 2 昭和46年度における会計年度は<u>第8条</u>の規定にかかわらず、昭和46年11月24日から昭和47年3月31日までとする。</p> <p>付 則 以下省略</p>